

## 提出書類等一覧

競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。

(※ 登記事項証明書、各納税証明書等については、申請受付時前3か月以内に発行された最新のものを提出してください。)

なお、提出を受けた書類は返却いたしません。

【提出期限】令和8年3月2日(月)

区 分	法 人	中 小 組 合	備 考
1 登記事項証明書等 (※写し可)	◎	◎	法務局の発行するもの
2 道税 (道が賦課徴収するものに限る) に滞納がないことの証明書 (※写し可)	◎	◎	道税事務所、各総合振興局 (振興局) 税務課 (納税課) の発行するもの
3 本店が所在する都府県の事業税に滞納がないこと証明書 (※写し可)	○	○	道税の納税義務がない場合 ※本店が道外で道内に支社等がある場合について本店が道外であっても、道内に支社等を置いている等の理由で北海道に納税義務がある場合は「道税に滞納がないことの証明書」を提出 この場合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」については提出不要
4 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (※写し可)	◎	◎	税務署の発行するもの 国税通則法施行規則別紙9号書式その3又はその3の3
5 健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類 (※写し)	◎	◎	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ※①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
6 雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類 (※写し)	◎	◎	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書 (控) ※①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
7 暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書	○	○	別記第19号様式 ※申請書でチェックをして誓約している場合は不要 代理人で申請している場合は必要
8 社会保険等適用除外申出書	○	○	別記第20号様式 ※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務のない場合
9 定款又は寄付行為 (※写し)	○	◎	
10 貸借対照表 (※写し)	○		会社以外の法人の場合
11 令和8年2月4日現在において、引き続き2年以上、医療法第7条第1項の規定による病院又は診療の開設許可を受けた事業を北海道内で営んでいる法人であることを証する書類	◎	◎	病院又は診療所開設許可証の写し ※保健所の発行するもの
12 定期健康診断等業務実施要領に従い健康診断を実施することができ、必要な項目を満たしているマニュアルを有していることが確認できる書類 ア 実施要領 (作業の目的、手順及び健診計画から実施結果までの一連の流れ) イ 緊急事態 (健診事故等を含む。) 発生時の体制	◎	◎	健康診断業務に適用されるマニュアル、作業書等の写しで、次の項目を満たしているもの  ① 実施要領 (作業の目的、手順及び健診計画から実施結果までの一連の流れ) ② 緊急事態 (健診事故等を含む。) 発生時の体制及

	及び対策 ウ 個人情報保護対策 エ 精度管理及び品質管理			び対策 ③ 個人情報保護対策 ④ 精度管理及び品質管理
13	一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク付与認定に関する書類	◎	◎	プライバシーマーク登録証の写し
14	臨床検査に係る精度管理に関して次のいずれかの要件を満たしていることが確認できる書類 ア 日本医師会による臨床検査精度管理調査に引き続き2年以上参加し、その評価に「D*」がないこと及び参加項目修正点が「90点」以上であること、又は（一般社団法人）日本臨床衛生検査技師会が実施する臨床検査精度管理調査に引き続き2年以上参加し、その評価が同等以上であることが確認。 イ 臨床検査を外部に委託する場合、アの要件に該当する外部の検査機関に検体検査の委託を行っていること。	◎	◎	① 日本医師会が発行する「臨床検査精度管理調査の評価評点一覧表」の写し又はこれに類するもの（過去2年分） ※ 検体検査の外部委託を行っている場合は、当該検査機関の全評価評点一覧表の写し ② 検体検査の外部委託に係る検査機関との全委託契約書の写し（最新のもの） ※ 検体検査の外部委託を行っている場合のみ提出
15	胃部X線検査の診療放射線技師・心電図検査の臨床検査技師に関して次のことが確認できる書類 ア 胃部X線検査の実務経験を3年以上有している診療放射線技師（（一般社団法人）日本消化器がん健診学会の胃がん検診専門技師認定者であること。）を配置できること。 イ 心電図検査の健診業務に1年以上引き続き従事している臨床検査技師を配置できること。	◎	◎	経歴書（様式）及び業務に必要な免許等の写し
16	巡回健康診断を行う際の検診車は次の要件を満たしていることを確認できる書類。 ア 胸部・胃部X線撮影併用車を2台以上所有していること。 イ 自社所有（名義）（割賦販売契約による購入車両及びリース車両を含む。）であること。	◎	◎	① 道路運送車両法による自動車検査証の写し及び車両、機器の写真 ② 割賦販売による車両購入及びリース車両の場合は契約書の写し
17	検診車に搭載されている胸部及び胃部検診用X線装置について、継続して保守契約（メーカー保証期間を除く。）を締結していることが確認できる書類。	◎	◎	契約書等の写し（上記16の車両に係る最新のもの。ただし、当該装置の保守がメーカーにより保証されている期間に係る部分は、当該保証書等の写し）
18	その他警察本部長が必要と認める書類			必要に応じ申請内容を確認するために、他の書類の提出を求める場合があります

注1 ◎印は、必ず提出していただく書類です。

2 ○印は、該当する場合に提出していただく書類です。